

報道発表資料

令和 7 年 9 月 17 日

独立行政法人国民生活センター

カーリースに関する消費者トラブルにご注意！ ーカーリースってどんな契約？特徴と注意点ー

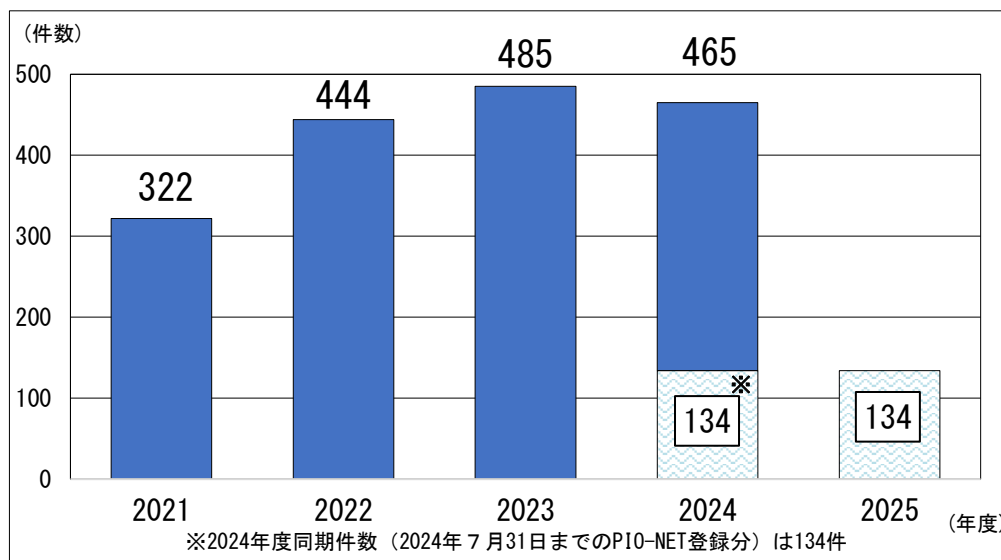
全国の消費生活センター等には、個人向けカーリース契約に関する相談が寄せられています。

カーリースとは、車の購入とは異なり、リース会社が所有する車を一定の期間借りて利用できるサービスです。購入した場合に必要な車の代金等の初期費用のほか、車の維持にかかる税金や点検整備費用等が月々のリース代金に含まれているため、毎月定額料金で車を利用できる¹ことが特徴です。以前は法人を対象にしたものがほとんどでしたが、ここ数年はライフスタイルの多様化や新車の供給体制の変化等により一般消費者を対象にした契約が増加傾向にあります²。

相談内容を見ると、カーリースの仕組みや契約内容を契約時に十分に把握していないことが原因で、中途解約時や契約満了時にトラブルとなっている事例が複数寄せられています。

そこで、トラブルの未然・拡大防止のため、カーリース契約の仕組みや相談事例を紹介し、消費者に注意を呼びかけます。

図 1 PIO-NET³にみるカーリースに関する年度別相談件数



¹ 詳細はP2「(2)リース料の算出方法」を参照。契約内容により含まれる費用は異なる。また支払方法にはボーナス月加算を含む契約もある。

² (一社)日本自動車リース協会連合会の統計によると、リース車の保有台数は、2021年3月末時点で3,929,545台、そのうち、個人リースが437,743台(約11.1%)であったところ、2025年3月末時点では4,275,436台のうち、個人リースが723,599台(約16.9%)となっている。<https://jala.or.jp/library/lease01.html>

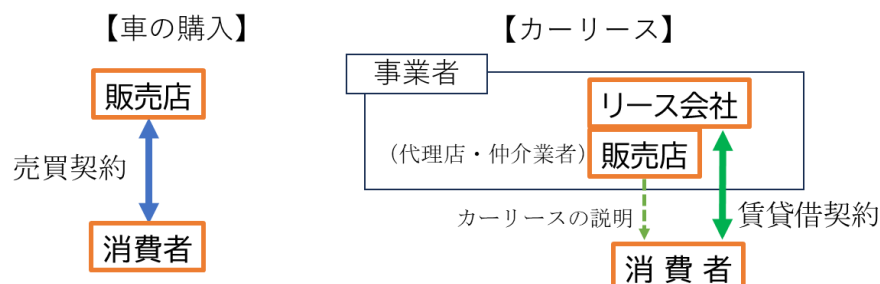
³ PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。相談件数は2025年7月31日までの登録分。

1. カーリース契約について

(1) カーリースの仕組み

カーリース契約は、消費者の希望に沿った車をリース会社が調達し、消費者に期間を設けて貸し出す形で提供するものです。車の購入の場合は販売店と消費者との売買契約ですが、カーリース契約はリース会社と消費者の賃貸借契約となり（図2）、車の所有者はリース会社になります。

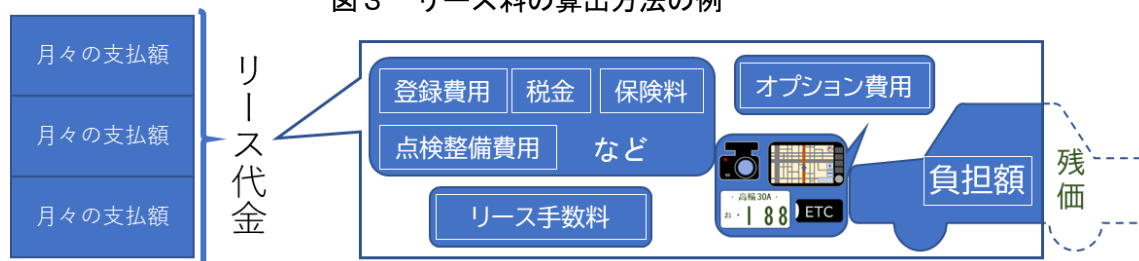
図2 カーリースの仕組み



(2) リース料の算出方法

リース料の算出方法は、車の価格から契約満了時に想定される車の残存価値（残価）を差し引いた額に、購入に伴う登録費用等・税金・保険料、カーナビ等のオプション費用、契約期間中の車の維持に必要な費用（税金、保険料、点検整備費用等⁴）、リース手数料等を加算して総額を出します。それを契約期間内で分割して月々支払っていくパターンが基本となります（図3）。消費者にとっては、車検にかかる費用等の突発的な大きな支出がなく、毎月の支払額がほぼ一定であること等のメリットがあります。

図3 リース料の算出方法の例



(3) 契約期間は原則、中途解約ができない

カーリースでは、基本的にリース会社は消費者の希望に沿った車を調達し、契約期間中に必要となる手続きや整備を継続的にを行うことを前提にリース料を決定しているため、原則として中途解約はできず、中途解約できる場合であっても、通常は解約金や違約金が生じます。

カーリースは「車のサブスク」と呼ばれることもありますが、中途解約に制約があることが大きな特徴の一つとなります。

(4) 多くの場合、車の利用制限がある

カーリースでは、契約満了時に想定される車の残価が重要な要素の一つとなります。そのため、想定した残価が大きくズレないように、リース会社は利用方法（走行距離や改造等）に関して一定の制約をかける場合がほとんどです。

⁴ 個人向けカーリースでは、車の代金や各種税金・保険料に加えて、法定点検整備等の車の保守管理に関する費用も含む方式（メンテナンスリース）が主流だが、車の保守管理費用を除くことにより毎月の支払いを抑える方式もある。

（５）契約満了時の取り扱い

契約満了後の車は、リース会社に返却する、残価や自動車税の未精算分等を支払い消費者に所有権を移転する（買い取り）、再リースで乗り続ける等、契約内容により異なります。リース会社に返却する場合は、残価等の精算や原状回復の要否等について、契約内容に沿った対応となります。

２．主な相談事例（カッコ内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例１】ローンと同じと言われ契約したが走行距離制限や中途解約料があるカーリース契約だった

自動車販売店で車の買い替えを相談したところ、軽自動車を分割払いで買うよう勧められた。「オプションを付ける。値引きする。ローンと同じだ」と説明され、契約した。その後、金融機関から届いた書面を見て、総額約 300 万円 6 年間のカーリース契約で、走行距離に制限があること、契約満了後は残価約 45 万円を支払わなければならないこと、中途解約する場合は解約料がかかることが分かった。内訳を見たが、オプションや値引きは記載されていなかった。残価のある高額長期のカーリース契約になるとは知らなかった。解約したいが高額な解約料を提示され、納得できない。

（2024 年 7 月受付、50 歳代、男性）

【事例２】契約期間内にカーリース契約の解約を申し出たら突然解約料を請求された

約 1 年前、「コロナの影響で新車が長期間納車待ちだが、この車なら 1 カ月で納車できます」と担当者と言われたため、新車を購入できるようになるまでのつなぎのつもりでカーリースを契約した。毎月の支払いが高額なため、安い車に変えたいと思い解約を申し出たら約 50 万円の解約料を請求された。契約の際、担当者から「解約できる」と説明は受けたが「解約料がかかる」とは聞いていないと思う。支払わないといけなないか。

（2025 年 1 月受付、60 歳代、男性）

【事例３】カーリース契約満了後、残価を支払わないと車を受け取れないと言われた

5 年前、7 年間のカーリース契約を締結し、その際に契約満了時に車は自分のものになると口頭で説明があったと思う。しかし先日の点検時に販売店から「契約が満了しても残価を支払わないと車を自分のものにするにはできない」と言われ驚いた。毎月約 4 万円のリース料で、支払総額は 300 万円以上になるので、契約満了時に残価の支払いがあるのはおかしいと思う。契約書の記載が間違っているのではないかと思います。納得できない。

（2024 年 11 月受付、20 歳代、男性）

【事例４】９年後、車が自分のものになると勧誘されカーリース契約をしたが実際は違った

自動車販売店で新車の購入について相談したところ、担当者から「11 年間のリース契約はどうか。9 年経過したら残債はなくなり、車はあなたのものになる」と言われたので契約した。先日、1 カ月点検の件で担当者と話した際「9 年経過したら残債の支払いはなくなり、他の車に乗り換えられる。あなたのものになる訳ではない。引き続き同じ車に乗る場合は、リース料が発生する。書面に書いてある」と言われた。当初の説明と違い、納得できない。

（2024 年 7 月受付、50 歳代、男性）

3. 相談からみられる問題点

一般的に、消費者にとって車を調達する機会は多くありません。中でも個人向けカーリース（車のサブスクと呼ばれるものも含む）は比較的新しい契約形態であり、現時点では購入やレンタカーと比べてあまりなじみがないこと等から、カーリース契約は消費者とリース会社の情報量に一定の格差があると考えられる契約の一つです。

（１）消費者にとってカーリースの仕組みや購入した場合との違い等を認識しにくい

カーリースは、消費者が契約した車を独占的に利用できるという点は購入した場合と同様ですが、前述１．のように期間を定めた賃貸借契約のため、中途解約や利用方法に関して一定の制約がある等、購入した場合と異なる点が複数あります。初めてカーリースを利用する消費者にとって、これらの違いを適切に認識できるよう、事業者は丁寧で分かりやすい説明をする必要があります。しかし、車を購入しに行った消費者が「ローンと同じだ」と言われてカーリース契約をした後、走行距離制限のあるカーリース契約だと分かったケース（事例１）、リース期間中に生じる中途解約料について認識がなかったケース（事例１・２）等、契約時の説明等が不十分と思われるケースも見られます。

（２）特に中途解約する場合や契約満了時の条件等についてトラブルになりやすい

カーリースは期間を定めて契約するものですが、その期間中に、契約当初には想定していなかった事由で中途解約の必要が生じ、その時点ではじめて高額な中途解約料に気付くことがあります。また、契約満了時になって車の返却方法や残価の精算方法等の条件について認識する場合もあります。中途解約料の認識がなかった、というトラブル（事例２）や、契約時に、「契約満了時には車は自分のものになる」と説明があったが実際は違ったというトラブル（事例３・４）がみられます。いずれも、契約当時に認識できていなかった条件について、時間がたってからトラブルとなっています。

4. 消費者へのアドバイス

（１）カーリースの仕組みを理解して、自身の利用方法に合っているかをよく検討しましょう

カーリースは毎月ほぼ一定の料金で車を利用できるという特徴から、車の好みやライフスタイル等に合わせて利用することができます。ただし、利用方法や中途解約に制限がある等、車の購入とは異なる点も多いため、まずはカーリースの仕組みを理解して、自身の車の利用方法に合っているかをよく検討しましょう。

（２）契約書の内容をしっかりと確認して不明な点があれば必ず契約前に事業者を確認しましょう

契約の前に、まずは購入契約なのか、カーリース契約なのかを確認してください。自身の希望する内容の契約ではない場合は、はっきりと断りましょう。

カーリース契約をする際は、契約期間、残価設定の有無、支払総額と支払時期、走行距離制限等の利用制限の有無、中途解約の可否と中途解約が可能な場合の中途解約料の計算方法やその金額、契約満了時の車の返却や残価の精算方法等の点を中心に、事業者から説明を受け、契約書をしっかりと読んで、分からないことがあったら事業者を確認しましょう。

もし、その場での契約をせかされた場合でも、十分に契約内容を確認・理解できていなければ、その場で契約せず、十分に検討したうえで契約するようにしましょう。

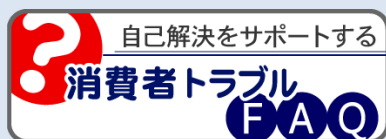
(3) 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

＊消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

5. 情報提供先

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・消費者庁 | (法人番号 5000012010024) |
| ・内閣府消費者委員会 | (法人番号 2000012010019) |
| ・経済産業省 | (法人番号 4000012090001) |
| ・国土交通省 | (法人番号 2000012100001) |
| ・一般社団法人日本自動車リース協会連合会 | (法人番号 1010405007836) |
| ・一般社団法人自動車公正取引協議会 | (法人番号 5010005003042) |
| ・公益社団法人リース事業協会 | (法人番号 4010005003514) |



国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、
消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。
是非ご利用ください。<https://www.faq.kokusen.go.jp/>

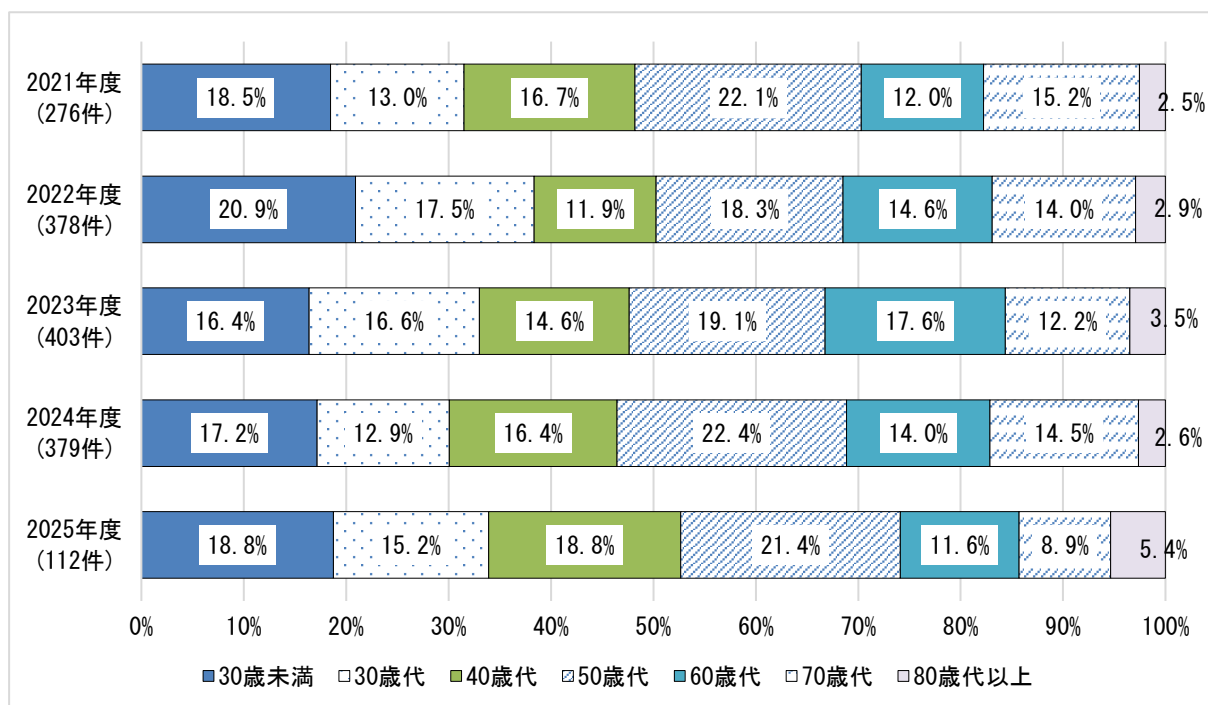


参考資料 PI0-NETにみる相談の傾向

1. 契約当事者の年代別の年度別件数・割合

2021年度以降の契約当事者の年代別割合をみると、いずれの年度も幅広い年代から相談が寄せられており、特に50歳代の中高年層の割合が高い。

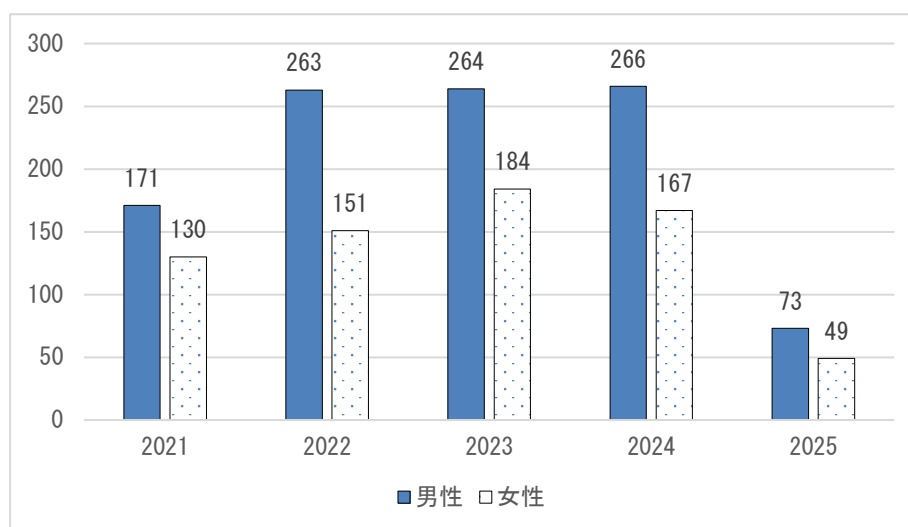
図4 年度別年代別相談件数の割合⁵



2. 契約当事者の性別の年度別件数

2021年度以降の契約当事者の性別相談件数をみると、いずれの年度も男性が多くなっている。

図5 年度別性別相談件数の件数⁶



⁵ 2021年度～2025年度の相談件数（2025年7月31日までの登録分）について分析。不明・無回答等は除く。割合は各年度の総件数を100として算出し、小数点以下第2位を四捨五入した値である。端数を四捨五入しているため数値の合計が100%にならない場合がある。

⁶ 2021年度～2025年度の相談件数（2025年7月31日までの登録分）について分析。不明・無回答等は除く。

(参考１) 一括購入と自動車ローン(個別クレジット)、カーリースとの比較表

	一括購入	自動車ローン(*1) (個別クレジット)	カーリース
契約期間	制限なし	ローン支払期間以上	半年～9年等、年単位
契約時の頭金 (一時金)	不要	必要	原則不要(*2)
登録料、税金、保険料、 車検整備費用	新車の場合：別途必要 中古車の場合：支払総額に含む		契約に含む(*2)
走行距離制限	なし	なし	原則あり(*2)
中途解約	—	残債を一括返済すれば可能 (*3)	原則不可(*2)
中途解約時の 違約金	—	残債分	原則発生(*2)
残価精算	—	なし	残価設定型のみ必要
契約時および 満了時の車両 の扱い	—	—	返却/買取/再リース
車両への改造	自由に可	自由に可	原状回復できる範囲内で可
車検証上の 所有者	本人	ローン会社(*4)	リース会社
車検証上の 使用者	本人	本人	本人

- * 1 残価設定型クレジットを除く
- * 2 プランによっては可能な場合あり。
- * 3 早期完済手数料等が発生する場合がある。
- * 4 ローン完済後は本人となる。